

夫婦共働きで子ども（被扶養者）がいる組合員の皆さまへ

配偶者の方との 収入比較をお願いします

扶養替えの申請が
遅れないよう
ご注意ください



組合員とその配偶者が共に働いていて、子どもを扶養している場合、双方の年間収入を比較して、**収入の多い者の被扶養者とする**ことになっています。

扶養替えの手続が遅れますと、遡って扶養の認定が取消しになることがありますのでご注意ください。その場合、かかった医療費を返還していただきます。

次のときは、必ず夫婦の収入比較を行ってください。

- 源泉徴収票が交付されたとき
- 配偶者が自営業等の場合で、確定申告を行ったとき

※共済組合での自営業の必要経費の取扱いは、所得税法上とは異なります。詳細は、所属所の事務担当者へお問合せください。

例1 扶養手当の支給が行われる場合



扶養手当の支給を受けている者の被扶養者として認定します。**扶養手当の異動があったとき**は、共済組合の扶養についても速やかに扶養替えの手続を行ってください。

夫婦共に組合員である方が、再任用になるなど任用形態が変更となり、収入が変動したときは、扶養手当の異動が生じることがあります。これに伴い、共済組合の扶養替えが必要となりますのでご注意ください。

例2 扶養手当の支給が行われない場合



扶養手当の支給が行われない場合は、**組合員の収入が多いか、夫婦双方の前年の年間収入が同程度（収入の差は1割以内）であれば認定が可能です。配偶者の収入が多く、収入の差が1割以上生じているときは**、速やかに扶養替えの手続を行い、配偶者の被扶養者としてください。

夫婦共に組合員であるときは、申告書を提出した組合員を主たる生計維持者とし、その者の被扶養者として認定します。

問合せ先

給付貸付課資格担当

☎03-5320-6826